

平成28年(ワ)第289号, 平成28年(ワ)第902号, 平成29年(ワ)
第447号, 平成29年(ワ)第1281号, 平成30年(ワ)第1291号,
令和元年(ワ)第1270号, 令和2年(ワ)第1130号, 令和3年(ワ)
第926号

原 告 [REDACTED] 外
被 告 四国電力株式会社

令和4年3月7日

被告の主張の要約 (3)
(外部人為事象関係)

広島地方裁判所民事第2部 御中

被告訴訟代理人弁護士 田 代



同弁護士 松 繁



同弁護士 川 本 賢



代

同弁護士 水 野 絵里奈



代

同弁護士 福 田 浩



同弁護士 井 家 武 男



目 次

第1	本件3号機に係る外部人為事象への対応	1
1	外部人為事象（故意によるものを除く。）に対する設計上の考慮	1
2	外部人為事象（故意によるもの。）に対する設計上の考慮	2
第2	原告らの主張には理由がないこと	3
1	外部人為事象（故意によるものを除く。）に対する設計上の考慮	3
2	外部人為事象（故意によるもの。）に対する設計上の考慮	4
3	特定重大事故等対処施設	5
第3	まとめ	5

本書面は、御庁からの要請を受け、本件訴訟における外部人為事象の論点に係る被告の主張を要約するものである。

本書面は、文量の制約を受けていることから、主張内容は簡潔に記載し、適宜、被告の準備書面の該当箇所を引用している。主張の根拠となる書証番号の引用も省略している。また、本書面では、適宜、略語を用いており、準備書面の引用に当たっては、例えば、「被告準備書面（7）」は「J S（7）」と記載している。その他の略語については、従前の答弁書及び準備書面における例によるものとし、注釈は付していない。

本件訴訟の判決に当たっては、本書面が被告の主張を網羅的に示したものではないことをご理解いただき、本書面で引用する答弁書及び準備書面並びにこれらに引用する書証を基に判断されたい。

第1 本件3号機に係る外部人為事象への対応

原子力発電所の安全を確保する上では、外部事象によってその安全性が損なわれないようにしなければならないところ、想定すべき外部事象としては、自然現象のほか、人為事象が考えられる。

1 外部人為事象（故意によるものを除く。）に対する設計上の考慮

被告は、本件発電所敷地又はその周辺で想定される外部人為事象（故意によるものを除く。）として、敷地及び敷地周辺の状況を踏まえ、飛来物（航空機落下等）、ダムの崩壊、爆発、近隣工場等の火災、有毒ガス、船舶の衝突及び電磁的障害を選定し、本件3号機について各事象に対する防護設計を行う必要があるか否か検討を行った。（J S（7）第1の1）

これらのうち、航空機落下は、設置許可基準規則解釈に引用されている航空機落下確率評価基準等に基づき、航空機落下確率が 10^{-7} 回／炉・年を超えるか否かを基準に判断することとした。（J S（7）第1の1(1)）

航空機落下事故の発生状況について、日本国内における過去の事故実績を基にカテゴリ分類し、航空機落下確率評価基準に定められた手法で航空機落下確率を算定した結果、各カテゴリの航空機落下確率の総和が約 $6 \cdot 5 \times 10^{-8}$ 回／炉・年となったことから、被告は、本件 3 号機においては航空機落下に対する防護について設計上考慮する必要がないと判断した。

(J S (7) 第 1 の 1(2))

ちなみに、原子炉施設の上空は各種航空機に対する飛行規制等がなされており、原子炉施設に落下する可能性は他の地域に比べて十分低いと考えられるものの、上記落下確率の算定に当たってはこうした事情は考慮しておらず、上記落下確率は保守性を有している。(J S (7) 第 1 の 1(3))

また、被告は、外部火災の評価として、評価対象施設から一定程度離れた地点に航空機が落下した場合に発生する火災により、本件 3 号機の安全機能が損なわれないことも確認している。(J S (7) 第 1 の 1(4))

2 外部人為事象（故意によるもの。）に対する設計上の考慮

原子力利用に関する法令の規定からすれば、原子力発電所を含む原子炉のテロリズムその他の犯罪行為に対する安全性の確保については、基本的には国の責務であるが、被告は、原子炉等規制法、国民保護法等を踏まえ、故意による外部人為事象への対策を講じている。(J S (7) 第 1 の 2 及び同第 2 の 2(1))

設置許可基準規則は、原子炉施設への人の不法な侵入等を防止するための設備を設けること、可搬型重大事故等対処設備について自然現象又はテロリズムによる影響を考慮した上で常設重大事故等対処設備と異なる保管場所に保管することを求めている。これを踏まえ、被告は、安全上重要な設備を含む区域を設定して侵入防止の障壁によって防護した上で、巡視、監

視等を行うことにより接近管理及び出入管理を適切に行うとともに、探知施設を設け、警報、映像等を集中監視し、防護した区域内においても、施錠管理により、原子炉施設等の防護のために必要な設備又は装置の操作に係る情報システムへの不法な接近を防止している。さらに、本件発電所に不正に爆発性又は易燃性を有する物件その他人に危害を与え、又は他の物件を損傷するおそれがある物件を持ち込むことを防止するため、持込み点検を実施するとともに、サイバーテロを含む不正アクセス行為を防止するための必要な措置を講じている。また、可搬型重大事故等対処設備については、その代替する機能に応じて適切な離隔距離を確保するなどして分散して保管している。（J S（7）第1の2(1)）

また、重大事故等防止技術的能力基準において、大規模な自然災害又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによって原子炉施設の大規模な損壊が生じた場合における体制の整備に関し、手順書の整備、当該手順書に従って活動を行うための体制及び資機材の整備が要求されていることから、被告は、大規模な損壊が生じた場合における体制の整備を行っている。（J S（7）第1の2(2)）

ミサイル攻撃等の大規模なテロ攻撃に対しては、国民保護法等に基づき、緊急対処事態として国が対策本部を設置し、原子力災害への対処、放射性物質による汚染への対処等に当たり、被告を含む原子力事業者は、国と連携してこれに対処することとしている。（J S（7）第1の2(3)）

第2 原告らの主張には理由がないこと

1 外部人為事象（故意によるものを除く。）に対する設計上の考慮

原告らは、航空機落下確率評価基準について、「航空機事故に目を瞑つて良いとした基準であると言わざるを得ない」などと主張するが、同基準は、

航空機落下の確率を評価する手法を示し、評価の結果、設計上無視しうる程度であれば航空機落下を設計上考慮する必要がないとしたものであって、無条件に「航空機落下事故に目を瞑って良い」とするものではない。

また、原告らは、航空機落下の例を列挙し、航空機落下確率評価基準が示す航空機落下確率の算定手法について、確率を下げるため、評価対象とする落下事故に関して不当な限定をしているかのように主張するが、いずれも原子力発電所における航空機落下確率を算定する上で合理的と考えられる限定を行っているものに過ぎない。

原告らは、航空機落下確率評価基準について、基準自体が合理性に乏しく安全性が担保されているとはいえないとも主張するが、同基準は、現在の科学技術水準を踏まえた合理的なものであって、諸外国の判断基準と比べても十分な保守性を有している。

(以上、JS(7)第2の1(1))

さらに、原告らは、原子力発電所の外部火災影響評価ガイドについて、敷地外に航空機が落下する場合の火災を考慮する基準に過ぎないと主張するが、同ガイドは敷地内への航空機墜落で発生する火災に対する安全性を評価することを求めておりし、被告は、敷地内への航空機墜落を前提に影響評価を行って安全性を確認している。(JS(7)第2の1(2))

2 外部人為事象（故意によるもの。）に対する設計上の考慮

原告らは、テロによる具体的かつ現実的危険が高いと主張するが、被告は、安全上重要な設備を含む区域を障壁によって防護した上で徹底した侵入者対策を講じ、侵入者を想定した訓練も警察、海上保安庁及び自衛隊と連携しつつ定期的に実施し、内部者の不審行為に対する対策も適切に講じている。さらに、大規模な自然災害又はテロリズムによって原子炉施設の

大規模な損壊が生じた場合における体制を整備するなど、本件3号機に係るテロ対策を適切に講じている。（J S（7）第2の2(1)）

原告らは、ミサイル攻撃の危険性が高まっていると主張するが、北朝鮮から発射されたミサイルも具体的に日本の領土を標的としたものではなく、少なくとも現時点において、日本の領土、とりわけ本件3号機が北朝鮮からミサイル攻撃を受けて被害を被る具体的危険があるとはいえない。（J S（7）第2の2(2)）

3 特定重大事故等対処施設

原告らは、特定重大事故等対処施設について、具体的な施設の詳細が公開されていないから、十分な安全性を有しているか第三者が判断することができないなどと主張するが、特定重大事故等対処施設は、テロ対策設備としての性質上、セキュリティの観点からその詳細について広く一般に公開しないことは当然であり、原子力規制委員会が厳格な審査を行った上でその安全性を確認している。（J S（7）第2の3）

第3 まとめ

以上のとおり、被告は、本件3号機に影響を与える可能性のある外部人為事象の評価を適切に行った上で、外部人為事象に対する安全性を確保しており、原告らの主張はいずれも理由がない。

したがって、本件発電所において、外部人為事象によって環境に大量の放射性物質を放出する事態が発生して、原告らの生命、身体に影響を及ぼす具体的危険性はない。